

社会福祉法人美川福社会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人美川福社会役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対し支給する報酬、費用弁償の額及びその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給区分)

第二条 全理事に対して各年度の総額が 252,000 円を超えない範囲で支給するものとする。

2 全監事に対して各年度の総額が 84,000 円を超えない範囲で支給するものとする。

3 理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員の報酬の額は、次のとおりとする。

職名	区分	金額
理事長	日額	3,500円
理事	日額	3,500円
監事	日額	3,500円
評議員	日額	3,500円
評議員選任・解任委員	日額	3,500円

(報酬、費用弁償の支給方法)

第三条 報酬及び費用弁償は、毎年度末日までに支給する。

(費用の弁償の区分)

第四条 費用の弁償は、出務日当及び美川福社会美川苑職員の給与規程第17条の通勤手当の日割りによる車賃とする。

第五条 出務日当は、1日1,000円とする。

第六条 出張等の旅費の支給は、社会福祉法人美川福社会旅費規程による。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月29日から施行し、平成13年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。